

岩国市文化・スポーツ団体等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において文化・スポーツ関係の活動に顕著な貢献のあった文化・スポーツ団体（以下「団体」という。）及び個人の表彰について定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市文化功労賞（文化・芸術活動・文化財保護活動・科学教育振興活動）
- (2) 岩国市スポーツ功労賞（体育・スポーツ・レクリエーション活動）

(表彰の対象)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰することができる。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当する団体

ア 本市内に活動の拠点を置く団体

イ その活動、運営等の功績が顕著な団体

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する団体

(ア) 文化協会等の文化・芸術活動団体の統括団体又は連合団体

(イ) 体育協会等の体育・スポーツ・レクリエーション活動の統括団体又は連合団体

(ウ) 民俗芸能協会等の文化財保護団体の統括団体又は連合団体

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(2) 次のアからウまでのいずれにも該当する者

ア 団体の役職員

イ 職務に精励し、功労の顕著な者

ウ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者

(ア) 団体でその活動、運営等において、20年以上にわたり、その功績が顕著な者

(イ) 岩国市における統括団体又は連合団体の役職員（理事職相当以上とする。）

を10年以上にわたり務め、かつ、当該統括団体又は連合団体から表彰を受けている者又は同等の功績が認められる者

(ウ) イにおける役員歴が10年に満たない者であって、岩国市以上の団体において、

役員としての活動が市内団体役員歴と通算して10年を超え、本市における統括団体又は連合団体から特に推薦があったもの

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもの以外のもので、25年以上にわたり文化・スポーツの発展に貢献をするとともに、その業績が全県又は全国的な評価を受けているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、篤行をなし、又はその業績が表彰に値すると市長が認めるもの

(団体表彰の推薦)

第4条 団体の表彰は、次の事項を記載した書面とともに統括団体、連合団体の長又はこれに準ずる者から市長への推薦を要するものとする。ただし、市長が推薦の必要がない

と認めるものは、この限りでない。

- (1) 団体名
- (2) 設立年月日
- (3) 所在地
- (4) 代表者
- (5) 団体の目的
- (6) 団体の役員及び構成員数
- (7) 団体の活動実績
- (8) 表彰に値すると認める業績及び理由
(個人表彰の推薦)

第5条 個人の表彰については、次の事項を記載した書面とともに統括団体、連合団体の長又はこれに準ずる者から市長への推薦を要するものとする。ただし、市長が推薦の必要がないと認める者は、この限りでない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 所属団体名
- (5) 団体内の役職名
- (6) 団体内での活動経歴
- (7) 個人の略歴
- (8) 表彰に値すると認める業績及び理由
(選考委員会)

第6条 市長は、団体及び個人の表彰候補者について選考するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には市民生活部長を、委員には総務部長、総合政策部長及び教育次長をもって充てる。

4 委員会は、必要の都度委員長がこれを招集する。

(表彰者の決定)

第7条 表彰者は、委員会が選考したもののうちから、市長が決定する。

(表彰の取消し)

第8条 市長は、この要綱による表彰を受けたものが、その責めに帰すべき行為により、著しくその名誉を失ったと認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(欠格条項)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰しない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）
- (2) 前号に掲げる者のほか、表彰が不相当と認められるもの

(表彰の方法)

第10条 表彰の方法は、次の各号のいずれかによる。

(1) 表彰状及び記念品の授与

(2) 表彰状の授与

(表彰の周知)

第11条 市長は、表彰を行ったときは、広報紙への掲載等によりこれを周知する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。